

令和 8 年度成田市立吾妻中学校「学校いじめ防止基本方針」

1 定義

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「生徒に対して生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

この「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

(注 1) 「いじめられた生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする生徒の気持ちを重視することである。

(注 2) 「一定の人的関係にある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該生徒と何らかの人間関係にある者を指す。

(注 3) 「心理的又は物理的な影響を与える行為」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」等、直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものであることや、身体的な苦痛の他、金品のたかり、物品の隠匿、インターネットや SNS などを通じて行われるものを意味する。

(注 4) 外見的には「ケンカ」のように見えることでも、その背景にある事情の調査を行い、児童等の感じる被害性に着目して状況を確認すること。

※ いじめは、頻度やダメージの大きさに関わらず、「たった 1 度であっても、いじめに変わらない」「その 1 回が致命的になるかもしれない」と考え、いじめられている生徒の心情を重視して取り組むこと。外見上は「けんか」や「悪ふざけ」に見える事案であっても、被害生徒の心情を最優先に確認し、いじめとして認知すること。

※ いじめは、被害生徒と加害生徒だけの問題ではなく、「周りではやしたてたりする「観衆」や、見て見ぬ振りをする「傍観者」も、いじめを助長する存在であることを認識させること。

※ いじめは、生徒同士だけの問題ではなく、教職員の生徒観や言動が大きな影響力を持つことを十分に認識し、教職員の言動で生徒を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないよう細心の注意を払うこと。

※ いじめには、様々な態様が挙げられる。外見的には「けんか」のように見えることでも、よく状況を確認すること。単なる悪ふざけやけんか等と安易に判断して放置したり見過したりすることのないよう、いじめられた生徒の立場に立って対応すること。

【例】[冷やかし]、[からかい]、[悪口]、[脅し]、[仲間はずれ]、[集団による無視、パソコンや携帯電話等での誹謗中傷]、[金品のゆすり・たかり・隠し・盗み・損壊]、[軽く（ひどく）ぶつかる・蹴る・叩く]、[嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする]等

2 基本理念

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(1) いじめの禁止

生徒は、いじめを行ってはならない。(※いじめ防止対策推進法 第4条より)

(2) 方針

いじめ問題に対しては、下記の3点を基本理念として防止等の対策を講ずるものとする。

- ①「いじめは人間として絶対に許されない卑怯な行為である」という一貫した強い姿勢を貫き、いじめが生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめ問題に関する生徒の理解を深めること。
- ②「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである。また、誰もが被害者にも加害者にもなり得るし、被害者と加害者が入れかわることもあり得る」という危機意識を持ち、学校の内外を問わずいじめが行われないようにすること。
- ③「いじめられている子どもたちの立場に立ち、子どもの心の痛みを親身になって受け止め、最後まで徹底して守り抜く」という姿勢で、教育委員会、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携のもと、いじめ問題を克服すること。

3 学校及び教職員の責務

学校及び教職員は、基本理念にのっとり、保護者、地域住民、教育委員会、生徒相談所、警察、その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止等及び早期発見に取り組むとともに生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処すること。

4 いじめ防止等の対策のための施策

(1) いじめ防止等の対策のための組織

ア 名称 生徒指導部会

イ 役割

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる役割
- ・学年、学級内に起きたいじめの相談・通報の窓口としての役割
- ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動に係る情報の収集、記録、共有を行う役割
- ・いじめの疑いに係る情報があつた時には緊急会議を開いていじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割
- ・「重大事態の調査」の母体組織としての役割

ウ 組織の構成

原則として、校長、教頭、生徒指導主事、学年生徒指導、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラーで組織する。ただし、協議や対応する内容に応じて組織の構成員は柔軟に定める。

エ 活動内容

- ・学校基本方針に基づく取組の企画・立案
- ・いじめ防止の取組について検証を行う。
- ・学年生徒指導担当者からの報告を受け、各学年の実態の情報共有を行うと共に必要な対策についての検討

オ 開催

週1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

(2) いじめの未然防止

ア 未然防止に資する取り組み

- ・生徒指導の機能を生かした「わかる授業」づくりに努める。

未然防止の基本は、すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことから始まる。学校生活で一番長い日々の授業の中で、すべての生徒が授業に参加できる、授業場面で活躍できるための授業改善をし、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題の未然防止に努める。

- ・道徳教育・体験活動の充実

生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止等に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育の充実を道徳推進教師が要として意図的、計画的に推進する（命を大切にするキャンペーン、豊かな人間関係プログラムづくり実践プログラムの活用）。

また、各教科等において年間指導計画を見直すなどとして、体験活動の充実を図るものとする。

- ・自己有用感・自己存在感を味わわせる学級づくり

日々の学級活動を通して望ましい人間関係づくりを築くとともに、「活躍の場面」、「互いに認め合うことができる場面」を積極的に設定し、「人は誰もが価値ある存在」であることを実感できる学級経営、集団づくりを積極的に推進する。

- ・インターネットを通じて行われるいじめに対する対応の充実

学習指導要領の内容を踏まえ、技術・家庭科、総合的な学習の時間、道徳をはじめとした各教科等の指導の中で、情報モラル教育を計画的に実施する。具体的には1年次において「情報モラル教室」を開催し、生徒への注意喚起を図る。また、生徒指導だよりを通して、保護者や地域に対して啓発活動を行っていく。

イ いじめ防止等の啓発活動

生徒及び保護者並びに教職員に対し、いじめを防止することの重要性について理解を深めるため学校ホームページ、学校だより、学級・学年だより、集会、授業参観、保護者会等を活用して啓発活動を行うものとする。また、教育評価等を実践し、その結果を有効に活用する。

ウ 配慮を要する児童生徒等の措置

- ・発達障害を含む、障害のある生徒等については、個別の教育支援計画等の作成や適切な指導及び必要な支援を行うこと。
- ・外国につながる生徒等は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意すること。
- ・性同一性障害や性的指向・性自認（以下「LGBT等」という）に係る生徒等については、教職員への正しい理解の促進や学校として必要な対応について周知すること。
- ・東日本大震災や大規模災害（台風等）により被災した生徒等は、心身への多大な影響や慣れない環境への不安に対するケアを適切に行い、注意を払うこと。
- ・感染症（新型コロナウイルス肺炎等）にかかった生徒が必要以上に敬遠されたり、周りの生徒からの噂が広まらないように注意を払う。

(3) いじめの早期発見

ア 定期的な調査と教育相談

いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- ・生徒対象いじめアンケート調査 年3回（6月、11月、2月）

- ・保護者対象いじめアンケート調査 年2回（6月、11月）
- ・教育相談を通した学級担任による生徒からの聞き取り調査 年3回（5月、9月、1月）
- ・担任以外への相談窓口拡大のための、学年職員、部活動顧問等との教育相談

イ 相談体制と相談窓口

職員室前に相談箱を設置し、どんな小さなものでも当該生徒や周囲からの訴えを親身になって聴き取る。週に1回相談室を開室し、スクールカウンセラーによる相談活動を行う。校内における相談窓口ならびに校外における相談窓口を生徒指導だより等に掲載し、保護者や生徒への周知を図る。

ウ 教職員の資質向上

いじめ防止等のための対策についての教職員の共通理解と指導力の向上を図るために、事例研修やカウンセリング演習など実践的な校内研修を実施する。

また、「いじめ早期発見のためのチェックリスト（教師用）」を活用し、定期的に生徒の状況を把握する。

5 年間計画

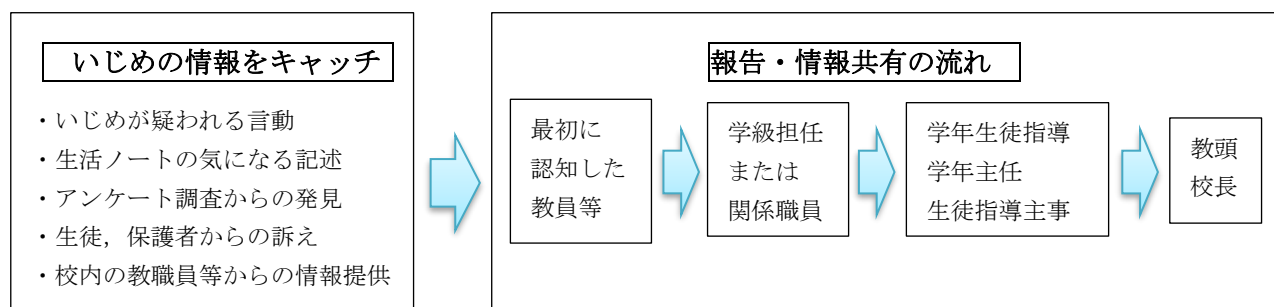
定期的な調査を形骸化させず、着実に実施する。

実施月	取組内容	対象
5月	教育相談（学級担任による聞き取り調査①）	全生徒
6月	いじめアンケート調査①	生徒・保護者
9月	教育相談（学級担任による聞き取り調査②）	全生徒
11月	いじめアンケート調査②	生徒・保護者
1月	教育相談（学級担任による聞き取り調査③）	全生徒
2月	いじめアンケート調査③	生徒
随時	情報モラル教育 児童ポルノ関連トラブル未然防止教育等	生徒

6 いじめを認知した場合の対応

いじめの情報をキャッチした時点で、「成田市いじめ問題対応マニュアル」に基づき、必要な対策を講ずるものとする。

【発見から組織的対応の展開】



早急に対応チームの編成 = 【臨時生徒指導部会】の立ち上げ

校長，教頭，生徒指導主事，学年生徒指導，特別支援教育コーディネーター，養護教諭，スクールカウンセラー，及び関係職員

(1) 報告連絡体制

いじめが疑われる可能性がある言動や行動、報告等をつかんだ場合は、緊急事態の意識を持ち、些細なことでも速やかに管理職に報告する。その際、情報共有を怠ることは規定違反である。

(2) 事実確認と報告

当事者だけでなく、保護者や友人関係からの情報収集を通して事実関係を迅速かつ正確に把握する。重大事態の場合は、質問票の使用等により調査を行う。事実確認は学級担任だけでなく、複数の教員で行うことを原則とする。

(3) 対応方針・対応策の決定

生徒指導部会を臨時に開催して確認された事実を共有し、今後の対応について協議を行う。この中ではすぐに行うことおよび中・長期目標、指導方針等を明確にする。少なくとも3ヶ月はその後の情報収集や状況の把握に努める。

(4) いじめ被害者及び保護者への対応

被害生徒へは最後まで絶対に守り抜くという方針で支援をする。特に、いじめの再発防止や心のケアに重点を置いた対策を講ずるものとする。

被害生徒の保護者へは迅速かつ正確に事実関係を伝えとともに、解決に向けた具体的方針と対応策を提示し、一緒に解決してもらえよう共通理解を図る。また、事後にも定期的に家庭と連絡をとり、学校の取組の経過や家庭での様子についてきめ細やかに情報交換を行う。また、特に配慮が必要な生徒に対して特性を理解して情報を共有し、適切に支援を行う。(発達障害、外国籍、LGB T、震災に伴う避難者、感染症にかかった生徒等)

(5) いじめ加害者及び保護者への対応

加害生徒へ対してはいじめの態様に応じた指導・支援を行っていく。また、いじめを行う理由や欲求不満を取り除くような継続的な指導を行うと共に、今まで以上の関わりを持つように努め、心のケアを継続して行っていく。

加害生徒の保護者へ対しては、事実関係を正確に伝えと共に、保護者の心情を理解しながら対応をするとともに、学校の指導方針を示し、謝罪の場を設けられるよう適切に関与していく。

(6) 傍観者への指導

いじめは本人だけの問題でなく、学級や学年等集団全体の問題として対応していく。学級担任をはじめとして、必要に応じて複数の教員が関わり、傍観していることもいじめ行為への負担と同じことであることを理解させる。

(7) 教育委員会・関係機関との連携

学校だけでは対応が困難なものについては、速やかに市教委へ報告し、連携を図る。具体的には

- ①被害生徒が通常の学校生活が送れない状況が続いている事案
- ②暴力や恐喝等犯罪に関わる悪質な事案
- ③生徒の生命や心身又は財産等に係る重大な事案等

などが挙げられる。また、特に②③の事案については、必要に応じて、生徒相談所や警察、法務局等と連携を図りながら問題解決に当たる。

7 重大事態への対処

(1) 重大事態の基準

「重大事態」は、いじめを受ける子どもの状況に着目して、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたと認められるとき、いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席していると認めると判断される場合とする。

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。また、早急に「生徒指導部会」を調査組織とし、招集をする。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき、いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときは、その事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることである。

ア いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた生徒から十分に聴き取るとともに在籍生徒に質問紙調査を行うことなどが考えられる。この際、いじめられた生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である。(例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等)。また、調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。いじめられた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校復帰に向けた支援や学習支援等を行うことが必要である。

イ いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

生徒の入院や死亡等、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望や意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の対策について協議する。調査方法については、在籍生徒に対する質問紙調査や聞き取り調査等が考えられる。

(3) 調査結果の提供及び報告

保護者等への情報提供

調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供するものとする。これらの情報の提供に当たっては、学校は、他の生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

(4) 調査結果を踏まえた必要な措置

ア 関係機関との連携

調査結果を踏まえて、教育委員会の指導と支援を受けながら当該調査に係る重大調査への対処等を行っていく。また、必要に応じて前述5(7)に掲げた関係機関との連携を図りながら対処等を行っていく。

イ 再発防止

いじめが解決したと見られる場合でも、気づかないところで陰湿ないじめが続いていたり、再発したりすることもあることを認識し、表面的な変化で判断せず、継続して十分な注意を払い見守っていく。定例的に実施される生徒指導部会の中で継続して生徒の様子について状況の報告をし、組織として情報の共有を図る。また、解決したと思われる後も、定期的に保護者に学校の様子を報告する。

8 学校いじめ防止基本方針の公表・点検・評価

(1) 公表

生徒及び保護者並びに教職員に対し、いじめを防止することの重要性について理解を深めるため、全職員に「学校いじめ防止基本方針」を周知・徹底を図ると共に、それらを学校ホームページ、学校だより等に積極的に公表する。

(2) 学校評価

学校は、いじめの把握及びいじめに対する措置が適切に行われ、いじめの未然防止、早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正な評価を行うものとする。

(3) 基本方針の見直し

生徒指導部会において、学校で定めた取組が計画通りに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースについての検証など、PDCAサイクルでの検証を行い、必要に応じて「基本方針の見直し」を行う。

平成26年2月28日	策定
平成26年5月7日	改訂
平成27年5月7日	確認
平成28年4月14日	確認
平成29年4月1日	改訂
平成30年4月1日	改訂
平成31年4月1日	改訂
令和2年4月1日	改訂
令和4年2月14日	確認
令和5年3月31日	確認
令和6年4月1日	改訂
令和7年4月1日	確認
令和8年4月1日	改訂